

平成30年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第136号	宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	11月29日
議案第137号	宝塚市農業共済条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (賛成多数)	
議案第138号	工事請負契約（（仮称）市立文化芸術施設新築工事）の変更について	可決 (賛成多数)	
議案第139号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第140号	市道路線の認定変更について	可決 (全員一致)	

審査の状況

① 平成30年11月26日（議案審査）

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

② 平成30年11月29日（議案審査）

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

③ 平成30年12月19日（委員会報告書協議）

・出席委員 ◎たぶち 静子 ○寺本 早苗 江原 和明 大島 淡紅子
北山 照昭 たけした 正彦 みとみ 稔之

(◎は委員長、○は副委員長)

平成30年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第136号 宝塚市生活道路整備条例の一部を改正する条例の制定について	
議案の概要	
建築基準法の一部改正により、接道規制の適用除外に係る手続が合理化されたことを受け、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	建築物の敷地は建築基準法上の「道路」に2メートル以上接していないといけませんが、敷地の周囲に広い空地を有する等の要件を満たす建築物で特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合は例外とするという現行制度から、今回の改正によって、利用者が少数でその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合し、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合は建築審査会の同意がなくても例外とすることになるとのことだが、市内ではどの程度が該当し、どんな影響があるのか。
答1	今回の条例改正は、建築基準法の改正による制度改正で、接道要件を満たさない宅地に関し一定の基準を満たすものについては接道規制の適用を除外するということであるが、基準については従前と変わっていない。幅員が広い場合など判断がしやすい場合は、建築審査会に同意を諮らなくても行政職員が判断することを可能とするもので、事務の効率化となる。申請者に対しても短期間に許可ができ、市内ではかなり該当するケースがあると思われるが、実数は把握できていない。
問2	建築審査会の同意が不要となり、スピーディーになるというメリットは理解したが、建築審査会の同意を諮らないことで想定されるふぐあいはあるか。
答2	以前は市が確認審査をし、建築主事が認めるものについては接道規制の適用除外を認めていたが、平成11年の建築基準法改正により特定行政庁として建築審査会に諮り許可することとなった。当初は事務が煩雑になるかもしれないが、これまでの蓄積があり、合理的に処理ができるようになってきているため、今回の改正によってふぐあいが出る想定はないと考えている。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	

議案番号及び議案名

議案第137号 宝塚市農業共済条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

農業災害補償法の一部改正により、農作物共済については平成31年産の農作物から、また、家畜共済と園芸施設共済については平成31年1月からの引受分から、改正後の農業保険法が適用されることを受け、改正後の法律の内容に合わせて所要の整備を行うため、条例の全部を改正しようとするもの。

論 点 農業者への影響等について

<質疑の概要>

問1 農作物共済の当然加入制が任意加入制になるが、保険や共済におけるいわゆる逆選択が進むのではないかという危惧がある。市はどう考えるか。

答1 農作物共済が任意加入となることで加入者減少のおそれがあるという想定はしており、新しく創設される農業経営収入保険を含め、加入勧奨を行っていききたい。実際、農業被害は少なく、共済の掛金率は年々下がってきている。

問2 類似制度の加入者は、農業経営収入保険に加入できないとのことだが、リスクマネジメントの観点から、農業者にとってはどんな影響があるのか。

答2 農業経営収入保険は自然災害の場合や働けない場合、市場価格が低下した場合も収入が補償され、農業を大規模に拡大したい人にとっては安心の制度であり、農業者の選択肢がふえるものと考えている。

問3 農作物共済において、これまでの一筆方式が廃止され、今までは7割以下になれば補償されていたものが、今後収穫量が減っても補償されなくなることについての影響は。

答3 今後は一筆半損特約を付加することができるようになり、収穫量が50%以上減収した圃場は50%減収として共済金を支払うことになる。また今までの実測方式から目測方式になるため、この特約を案内していきたい。

問4 家畜共済では、今まで初診料以外は傷病共済金給付限度額以内は全額補償されていたものが、初診料を含め全額1割負担となる。どれくらいの負担増になるのか。

答4 初診料は県下一律で1,620円、診療費は平成29年度の実績で1頭当たり乳牛が1万4千円、肥育牛が13,900円であり、乳牛ならば1割負担で1頭当たり約1,500円程度であるため、ほぼ初診料と同額で、今までと変わらない。

問5 水稻に係る農作物共済の無事戻しもなくなっているが、影響は。

答5 無事戻しの制度は農作物共済加入者について過去3年間事故がなかった場合に掛金総額の2分の1を限度として戻すものであるが、決算額として平成28年度は10万8千円余、対象戸数は166戸であり、それぞれ掛けている面積にはよるものの、1戸当たりになると大きな額ではない。また、3年毎に共済掛金の見直しがされているが、掛金は年々下がっており、平成20年度と平成30年度を比較すると13分の1程度になっている。

問6 農作物共済の加入者は減少すると思われるが、農業者から見ると、今回の改正は、農家経営という観点から全体的に改善されると市は見ているのか。

答6 全体的に見ると、大規模農業者については農業経営収入保険が選択されると見られる。また、小規模農業者については、農作物共済が改正され、一筆方式は平成33年産までで廃止されるものの半相殺方式や全相殺方式、災害収入方式、地域インデックス方式など、形態や割合も農業者みずから選択できるようになるため、各農業者の経営状況に応じた選択肢がふえると考えている。

問7 農業経営収入保険は自然災害の場合も補償されるとのことだが、ビニールハウスの中の作物も含めて補償されるのか。

答7 ビニールハウスや肥育牛など、資産的なものについては農業経営収入保険には加入できない。今までどおり共済制度により補償することになるが、農作物についてはその被害に対し引き受ける共済制度はなかった。そのかわり農業経営収入保険は農作物に係る収入金額を補償対象としている。

問8 農業経営収入保険は青色申告を行っている農家が対象だが、市内の全農家戸数903戸のうち、青色申告を行っているのは54戸と5%程度で、1割にも満たない。なぜ青色申告を条件としているのか。

答8 税申告においては虚偽の収入申告に対して罰則があり、必要書類も一定期間保存される。また、白色申告の場合は、収入時期を調整できるが、青色申告は複式簿記になるため、農業者の恣意による収入時期の調整ができないことから、青色申告に限っている。

問9 青色申告の農業者数を見ても、宝塚市では農業経営収入保険は合わない。今までなら無事戻し制度で少額であっても払い戻しがあったが、保険に入れないと何の補償もない。今回の改正は大規模農家を狙っているもので、家族や個人で農業をしている農家はますます減少し、宝塚市の農業は衰退していくのでは。

答9 今回の条例改正は法律の改正によるものであり、国に農家の意見を伝えていく必要はあると思うが、今回宝塚市が農業経営収入保険制度を実施しないという選択肢はない。

<p>問10 農作物共済では一筆方式で今まで3割の減収でも補償してきたが、5割減収にならないと補償されず、無事戻し制度もなくなった。市は農家をどのように支援していくのか。</p> <p>答10 農作物共済の無事戻し制度はなくなるが、保険や共済は掛金があつてこそ給付があるので、無事戻し制度がなくなることで自体が農業者に厳しくなる方向性であるとは一概に言えない。今回の改正では効率化された部分や選択肢がふえた部分もあり、全体として今回の条例改正が宝塚市の農業者にとって厳しくなる方向とは考えていない。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論 (反対討論)</p> <p>討論1 農作物共済が当然加入から任意加入となり、農業者の逆選択が進み、共済加入者が減少するおそれがあることは明らかで、共済組合の相互扶助のあり方に影響があることが危惧される。一筆方式は廃止され、新しい農業経営収入保険も青色申告を加入条件としており、門戸が狭い。市内ではほとんどが小規模農業者で、今回の制度改正はデメリットが大きいと思われるため、反対する。</p>
<p>審査結果 可決(賛成多数 賛成4人、反対2人)</p>

<p>議案番号及び議案名</p> <p>議案第138号 工事請負契約（（仮称）市立文化芸術施設新築工事）の変更について</p>
<p>議案の概要</p> <p>文化芸術センターに係る工事請負契約のうち、連絡通路や手塚治虫記念館前広場スロープなどの附属施設について工事の変更を行うため、契約金額を変更しようとするもの。</p> <p>変更後の契約金額 16億7,572万8千円（583万2千円の減額）</p>
<p>論 点 工事内容について</p> <p><質疑の概要></p> <p>問1 工事変更に向け、手塚プロダクションとどのような協議を行ったのか。</p> <p>答1 手塚治虫記念館前エントランスの内容の再検討を進めるに当たり、手塚プロダクションの意向を把握するため、本年7月に手塚プロダクションへ出向いて手塚眞氏と協議を行った。協議では、現在のエントランスの長所を踏まえ、改修することに対する意見を伺った。手塚眞氏からは、手塚治虫記念館だけを考えれば今のままでも構わないが、新しい施設ができるのであれば今のままではまずいのではないか、エントランスを積極的に広げたほうがよいのではないかなどの意見をいただいた。また、手塚治虫記念館と一体となった、新しい施設をより魅力的にしていくためのアイデアも何点か提案をいただいた。</p> <p>問2 手塚プロダクションの手塚眞氏から、手塚治虫記念館の北側壁面に巨大壁画を描いて写真映えするような場所をつくってはどうか、敷地内に隠れている手塚作品のキャラクターを探してみようというものはどうか、などの提案をいただいた。市としてどう対応するのか。</p> <p>答2 現在の外壁に壁画を設置することは技術的に難しいが、手塚治虫記念館前及び周辺に手塚色を出していくことは従前からの課題であり、検討していきたい。また、庭園にキャラクターを配置し、手塚治虫記念館との一体感を出していくアイデアについては、設計のコンセプトとも合うので、前向きに考えていきたい。</p> <p>問3 連絡通路については、当初、宝塚市景観審議会デザイン協議部会から庭園を分断するため、よくないとの意見もありながら、屋根つきの連絡通路の設計でこれまできた。また、議会の中で、カフェは経営的に成り立たないしやめたほうがよいとの意見もあった。いろんな議論を経て施設整備の計画が立てられた。それなのにどんどん変わっている。市はどう考えているのか。</p> <p>答3 基本設計をつくってきたときから、いくつか設計が変更されてきた。カフェについては、当初参入に意欲的な事業者も複数あったが、経済状況及び経営状況の変化</p>

により、当初予定した条件で事業者を誘致できなかった。文化創造館へのアプローチについては工事費と維持費が大き過ぎるため、断念した。当初から設計内容が変化してきたことは否めないが、なぜ変更したのかをしっかりと説明して、理解を求めていきたい。

問4 工事の契約金額の減額のうち、地盤改良範囲の変更による減額が約330万円と大きい。どのような内容なのか。

答4 支持地盤が実際には想定より40センチメートルから50センチメートルほど浅く出てきたため、その部分を減額したものの。

問5 ファミリーランド時代のものも含め、玉石などの地中障害物が見つかり、約168万円の追加増額となっているが、事前に調査した中でわかるものではないのか。

答5 事前にボーリング調査を行っているが、調査の範囲が1メートルごとに掘るため、調査の精度としては最大1メートルの誤差は起こりうると考えており、調査も必要な範囲でポイントを絞って行われる。障害物が出てきた以上は撤去しない限り工事ができない。実際にどこから何が出てくるか予測することは難しい。

問6 従来からある、庭園南側の樹木及び高木等はこの土地の魅力の一つだが、大半は移設及び移植はしないのか。

答6 中高木で残せるものは仮移植し、できる限り残している。草本類は残すことができないため、あらかじめ隣接する公園部分へ、ボランティアの方々に移植していただき、ナチュラル庭園風に整備された。場所は変わったが、できる限り当時の趣が周辺で生かせるよう、配慮している。

問7 文化芸術センターは、これまで外出するのが難しい高齢者や障がい者が近くで文化や芸術を体験できる場所になる。今回、手塚治虫記念館への屋根つきの連絡通路がなくなった。一体的な雰囲気や見通しという点ではよくなったが、日よけや雨のときなどの利用を含め、車椅子利用者の動線はどうなっているのか。

答7 駐車場からの通路は舗装のような仕上げを施し、車椅子利用者が通行しやすい動線の確保を考えている。雨天時は、駐車場から文化芸術センターの館内に入り、エレベーターで2階へ上がると今回改修するエントランスと同じ高さになる。そのエントランスを通して手塚治虫記念館正面入口へ向かう動線を案内したいと考えている。

問8 防災関係の避難経路や避難所の場所を示す標示はどこに設置されるのか。

答8 今回、資料で提出した図面にはそういった案内標示は記載していない。これからの検討になるが、設置する場合は来場者が見やすい位置に配置していきたい。

<p>問 9 宝塚市景観審議会デザイン協議部会以外に、これまで、この事業を進めるに当たってかかわってきた審議会などはあるか。</p> <p>答 9 基本設計をつくり上げていくときに、有識者によって構成される有識者等検討会を設けて議論してきた。</p> <p>問 10 今後、指定管理者の決定後、カフェのかわりになるようなものをつくることも検討されていくのか。</p> <p>答 10 指定管理者から飲食機能を持った運営をいろいろ提案いただけることを、市として期待している。カフェ棟、建物も含めた提案も市の条件に合うものであれば、再検討する可能性はあると考えている。</p>
<p>自由討議 なし</p>
<p>討 論</p> <p>(反対討論)</p> <p>討論 1 この施設を整備するに当たって、市の基本的な施設のコンセプトがどんどん変わっている。宝塚市景観審議会デザイン協議部会から出された意見を押し、市は喫茶が必要、連絡通路も必要だと説明し、市議会はその内容で議決した。それが現時点になって工事内容を変更し、今後もまた変わる余地があるという。一般的な施設をつくるのではない。施設そのものが文化性及び芸術性を持つことが大事だと思っているが、その辺の意識が曖昧になってきていると言わざるを得ない。全てに反対しているわけではないが、この進め方には納得ができないため、反対する。</p>
<p>審査結果 可決 (賛成多数 賛成4人、反対2人)</p>

平成30年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	議案第139号 市道路線の認定について
議案の概要	都市計画法に基づく土地の帰属により新規認定をしようとするもの。
論 点	なし
<質疑の概要>	<p>問1 長尾中学校に隣接している道路は、東側に住宅が多い。また、道路の幅員も狭く、危険な場所である。セットバックして6メートルの幅員にしようとしているが、今後住宅が建ってくると交通の出入りもふえる。今は住宅もなく、見通しもよいが、今後の安全対策はどう考えているか。</p> <p>答1 現在は住宅が建っていないが、今後住宅が建てられると思われる。今後、通過交通も発生するので、安全対策として現道を6メートルに拡幅し、隅切りを5メートルとり、左右の視距については十分確保するよう開発指導をしている。</p> <p>問2 ミラーをつけたり、シールを張ったりすることなどは考えていないのか。</p> <p>答2 開発ガイドラインで、安全な道路をつくるため、5メートルの隅切り、もしくは前面道路の拡幅を規定している。今後、通過交通が発生する中で、必要に応じ、地元からの要望を踏まえて安全対策を考えていく。</p>
自由討議	なし
討 論	なし
審査結果	可決（全員一致）

平成30年第4回（12月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名	
議案第140号 市道路線の認定変更について	
議案の概要	
土地区画整理法に基づく土地の帰属により、起点・終点地番や、総延長、最大・最少幅員が変更となったため、認定変更をしようとするもの。	
論 点 なし	
<質疑の概要>	
問1	今回の道路は河川敷の新道になっているが、駐車許可についてはどう考えているか。武田尾駅前には有料駐車場があるが、道路を確認しに行くと、たくさん駐車していた。今後はどうなるのか。また、街路灯はどうするのか。
答1	駐車禁止の規制については警察の所管だが、現状は駐車禁止の路線は限定される方向で、路線を限って駐車禁止を守ってもらうという基本的な考え方がある。当該道路は生活道路であり、実態を把握して、駐車禁止の規制の必要性があるかどうか警察と協議していく。また、街路灯は区画整理事業で、従前あった街路灯を設置し、足りないところは新設して、機能回復を図っていく。
問2	有料駐車場や店舗の駐車場もあり、路上駐車との整合性もある。廃線敷ハイキングで多くの人が訪れており、ルールを決めておかないと今後事故が発生する可能性もある。一方ではお金がかかり、一方はとめ放題ということになりかねない。事故が発生しないよう、しっかり対応すべきでは。
答2	不平等の問題は考えるべきであるし、生活道路への駐車車両を容認するわけでもない。安全性や必要性も考え、沿道の方とも話をしながら、対応を考えていきたい。
自由討議 なし	
討 論 なし	
審査結果 可決（全員一致）	